

吉岐市談合情報等対応マニュアル

(改定平成20年3月19日付20吉総財第 47号、通知)

(改定平成21年1月13日付20吉総財第400号、通知)

(改定令和 4年7月 1日付 4 吉財第100号、通知)

第1 一般原則

1 談合情報等の確認、調書の作成

(1)入札に付そうとする工事又は測量・設計・調査業務について、入札談合に関する情報又は入札談合に関連する事実(以下「談合情報等」という。)を掌握した者は、当該情報等の提供者に対して次に掲げる事項を可能な限り確認の上、直ちに入札を執行する課(以下「入札執行課」という。)へ通報すること。

- ①情報提供者の氏名・所属及び連絡先
- ②対象工事名
- ③発注機関名
- ④落札予定者及び落札予定金額(率)
- ⑤発注者が公表していない情報(入札参加者名等)
- ⑥談合が行われた日時、場所、方法
- ⑦談合に関与した具体的な業者又は人物名
- ⑧談合があったことを示す具体的な物証(メモ、録音又は録画テープ、ファックス送信表の有無)

(2)談合情報等の提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で談合情報等の出所を明らかにするよう要請すること。

2 報 告

1により通報を受けた入札執行課は、談合情報等の内容を報告書にまとめ、速やかに吉岐市建設工事指名審査委員会(以下「委員会」という。)を招集し、報告を行うこと。

なお、入札執行課において、入札事務の過程で自ら談合情報等(複数の業者の工事費内訳書について、同一性があると認められる場合、又は、入札結果等に不自然さがあると発注者が判断した場合を含む)を掌握した場合も、当該談合情報等に基づき報告書をまとめ、委員会に報告を行うこと。

3 委員会の審議

委員会は、2により入札執行課から報告を受けた場合は、談合情報等の信憑性及び事情聴取の必要性について、また事情聴取を行った場合は談合の事実の有無等について、審議するものとする。

4 公正取引委員会への通知

委員会の審議を踏まえ、事情聴取を行うことにした談合情報等については、必要の都度公正取引委員会へ通知する。このうち、工事に関する入札で談合の事実があったと認められる証拠を得たもの及び談合があったとは認められないが、極めて疑わしいと判断したものについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づく通知を行うものとし、その他のものについては一般的な談合情報等として通知を行うものとする。(第3の2参照)

5 警察への通報等

事情聴取を行ったもので、談合の事実があったと認められる証拠を得たものについては、警察に通報する。

第2 具体的な対応

談合情報等があった場合には、原則として、次に従い対応すること。なお、詳細な手続き等は、第3に従い行うこと。

1 入札執行前に談合情報等を把握した場合

入札執行課は、第1の3による当該情報の信憑性の有無の審議結果にかかわらず、入札を実施するものとする。

入札の結果、談合情報等の落札予定者と落札候補者が一致する場合及び、入札結果等に不自然さがあると判断した場合（談合情報等と落札候補者が一致していない場合、又は談合情報等が寄せられていない場合に限る）は、落札決定を保留し、「工事費内訳書取扱要領」に基づき、工事費内訳書の提出の要請（工事費内訳書の提出を求めることとしていない入札に限る。以下同じ）・審査を実施する。

また、工事費内訳書の審査結果をもとに、第1の3により、事情聴取の必要性について審議するものとする。

ただし、談合情報等での落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致しておらず、かつ入札結果等に不自然さがなかった場合については、工事費内訳書の提出の要請及び事情聴取を行わず、落札者を決定するものとする。

1) 第1の3により事情聴取の必要性が無いものと判断される場合は、以後の対応は行わず、落札者を決定するものとする。

2) 第1の3により事情聴取の必要性があるとした場合は、以下の手続きによること。

① 事情聴取

談合情報等があった旨又は、入札結果等に不自然さがあると判断した旨を入札参加者に明らかにした上、入札参加者全員に対して事情聴取を行う。

聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

② 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

委員会は、当該入札を無効とし、原則として指名替え（一般競争入札の場合にあっては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告）を行う。

③ 談合があったとは認められないが、極めて疑わしい場合の対応

委員会は、談合情報等での落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致している場合で、①から③までのいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として、指名競争入札の場合は、入札方法を一般競争入札へ変更する。一般競争入札にあっては、入札参加要件を再検討した上で再度公告を行う。

① 談合情報等での落札予定金額（情報金額）が落札金額と一致、またはその金額の差が、僅少の場合

※ 僅少とは、上記の金額の差が、予定価格の±0.5%以内の場合とする。

② 一般競争入札に係る談合情報にあっては、すべての入札参加者（特定建設工事共同企業体にあってはその組み合わせ）が入札結果と一致している場合（但し、工種・工法・実績等により業者数が限られ、すべての入札参加者が類推できる場合を除く）

③ 入札結果に不自然さがある場合又は工事費内訳書に同一性があると認められる場合

注) 上記①から③のいずれかに該当し、極めて疑わしい場合においても、事情聴取を行い、談合の事実があったと認められる証拠が得られるように努めること。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果に基づく第1の3の審議結果等により、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させ、落札者を決定し、その者と契約を締結するものとする。

⑤ 談合の事実があるとは認められないが、陳述の内容に疑義があると認められる場合の対応

事情聴取の結果、陳述の内容に疑義があると判断した場合には、第1の3の委員会の審議により、入札を無効とすることができるものとする。

入札を無効とした場合の再度の入札の際の入札方法については、原則として、指名競争入札の場合は、入札方法を一般競争入札へ変更する。一般競争入札にあつては、入札参加資格要件を再検討した上で再度公告を行う。

2 入札執行後に談合情報等を把握した場合

入札執行後に談合情報等を把握した場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続きによることが適切か否かを第1の3により判断すること。

1) 契約（仮契約を含む）締結以前の場合

①第1の3により談合情報等の信憑性について情報等が不明確であり事情聴取の必要性がないものと判断される場合は、特別な対応は行わない。

②第1の3により事情聴取の必要性があるとした場合は、以下の手続きによること。

ア 事情聴取

契約締結前に、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

イ 工事費内訳書の審査

全ての入札参加者に対し、工事費内訳書の提出を要請し、提出後速やかに審査を行うものとする。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果に基づく第1の3の審議結果等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、吉崎市財務規則第77条第4号を適用し、入札を無効とし、原則として指名替え（一般競争入札の場合にあつては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告）を行う。

エ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果に基づく第1の3の審議結果等により、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。

オ 談合の事実があるとは認められないが、陳述の内容に疑義があると認められる場合の対応

事情聴取の結果、陳述の内容に疑義があると判断した場合には、第1の3の委員会の審議により、入札を無効にすることができるものとする。また、入札を無効とした場合の再度の入札の際の入札方法については、原則として、指名競争入

札の場合は、入札方法を一般競争入札へ変更する。一般競争入札にあっては、入札参加資格要件を再検討した上で再度公告を行う。

2) 契約（仮契約を含む）締結後の場合

①第1の3により談合情報等の信憑性について情報等が不明確であり事情聴取の必要性がないものと判断される場合は、特別な対応は行わない。

②第1の3により事情聴取の必要性があるとした場合は、以下の手続きによること。

ア 事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

イ 工事費内訳書の審査

第2の2の1)の②のイにより対応する。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果に基づく第1の3の審議結果等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

エ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果に基づく第1の3の審議結果等により、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させること。

第3 個別手続きの手順等

第2に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

入札執行課は、談合情報等を把握した場合には、その内容を別記様式第1の報告書にまとめること。

2 公正取引委員会への通知

通報された談合情報等のうち事情聴取を行ったもので、談合の事実があったと認められる証拠を得たもの及び事実があったとは認められないが、極めて疑わしいと判断したものについては、別記様式第3-1により公正取引委員会に通知する。また、談合の事実があったと認められる証拠を得たものについては警察に通報する。

その他のものについては別記様式第3-2により、公正取引委員会に通知する。

3 事情聴取の方法等

1) 事情聴取は、委員会の委員長が指名する2名以上の職員により行うこと。

2) 事情聴取は、あらかじめ別紙1を基本とした項目と当該談合情報により寄せられた独自の内容からなる項目を事情聴取項目とし、事情聴取項目及び聴取結果を公正取引委員会へ通知する旨を通知した上、1社ずつ面談室等に呼び出し、談合情報等の内容に沿って具体的に聞き取りを行うこと。

3) 事情聴取は、原則として代表者又は代表者に準ずる地位にある者及び工事費内訳書を作成した積算担当者を対象に行うこと。また、JVの場合は代表構成員及び工事費内訳書を作成した積算担当者を対象とすること。

4)聴取結果については、別記様式第4-1及び同第4-2により事情聴取書を作成すること。

5 誓約書の提出等

1) 誓約書については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別記様式第5により代表者から提出させること。また、JVの場合は代表構成員から提出させること。

2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合又は事実があったとは認められないが、極めて疑わしいと判断した場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙2を参考として注意事項を読み上げること。

《 関係機関 》

●公正取引委員会九州事務所

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第2合同庁舎別館2階

TEL 092-431-5881

●長崎県土木部監理課

TEL 095-894-3015

(事情聴取実施参考例)

1. 事情聴取に至る経過説明

「令和〇年〇月〇日に入札が執行された〇〇〇〇工事について、『談合があった。』との情報があり、直ちに壱岐市建設工事指名審査委員会を開催し、協議した結果、本日事情聴取を行うことになりました。」

2. 事情聴取

1) 事情聴取の開始の宣言

「よって、ただ今から事情聴取を開始します。」

「なお、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合、及び認められないものの極めて疑わしい場合には、(以下により選択して通告)」

①入札後、契約締結前の場合

「壱岐市財務規則第 77 条第 4 号を適用し、入札を無効とします。」

②契約締結後の場合

「契約を解除する場合があります。」

「また、本日の事情聴取の内容等は後日公正取引委員会に報告することになりますので、あらかじめご承知下さい。」

2) 事情聴取者(市側)の紹介

「本日、事情聴取を行います〇〇〇の〇〇(職・氏名、2名以上)です。」

3) 業者側の出席者確認

会社名、役職名、氏名を名簿により業者側の出席者を確認

(名刺をもらう。代理出席の場合は委任状を提出させる。)

4) 事情聴取書に基づく質問

事情聴取書(マニュアル様式別紙1)に基づき、事情聴取を実施する。

5) 事情聴取に対する回答の確認

「本日の事情聴取に対する貴社の回答について、再度確認させていただきますが、本日述べられたことに間違いありませんか。」

6) 誓約書の提出

「それではこの誓約書に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、本日中に提出をお願いします。なお、誓約書の提出がない業者については、再度事情聴取を行うこととなります。また、誓約書の提出がなかった旨を公正取引委員会に通知します。」

7) 終了

「本日の事情聴取は、これにて終了します。」

吉崎市談合情報等対応マニュアルの運用について

(改定平成 21 年 1 月 13 日付 20 吉総財第 400 号、通知)

1. 談合情報等対応マニュアル第 1 の 1 及び第 1 の 2 において、入札執行課に通報する談合情報等は、対象工事等及び落札予定者が明らかであり、さらに次に示す情報のうちいずれかが含まれているものとする。
 - ① 入札に参加する者が落札候補者等について話し合った談合の状況（日時・場所・内容）の記載、陳述又は具体的物証（メモ、録音又は録画テープ、ファクス送信表等）
 - ② 落札予定金額（率）
 - ③ 入札参加者（特定建設工事共同企業体の場合にあってはその組合せ）
 - ④ その他談合に参加した当事者以外知り得ないもの
2. 第 1 の 3 において、事情聴取を行うか否かの判断は、下記のとおりとする。
 - 1) 事情聴取を行う場合の例示
 - ① 談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合
 - ② 入札結果等に不自然さがあると、発注者が判断した場合
入札結果等に不自然さがあると発注者が判断した場合の例示
 - ・ 1 者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が予定価格を上回っているもの
 - ・ 落札者を除き全て同額札であるものなど、通常では考えられないような入札結果となった場合など
 - ・ 最低制限価格を設定している入札において、1 者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が落札に有効な価格の範囲（最低制限価格以上、予定価格以下）にないもの（但し、ランダム係数次第で、上記の価格の範囲に 2 者以上入る可能性があるものは除く）
 - 2) 事情聴取を行わない場合の例示
当該情報等が、特定の建設業者を誹謗中傷することにより入札を妨害することや談合情報等を発信すること、又は発信しないことにより、見返りを受けることを目的としていることが明らかである場合
3. 複数の業者の工事費内訳書について、同一性があると認められる場合とは、下記の例示から判断するものとする。
工事費内訳書に同一性（部分的なものを含む）があると認められる場合の例示
 - ・ 単価、価額に同一性があると判断されるもの
 - ・ 手書きで筆跡が同一と判断されるもの
 - ・ 他社の内訳書を複写したと判断されるもの
 - ・ 項目、数量、単位等について書式、字体等が同一であり、他社の電子データを使用したと判断されるもの
 - ・ その他同一性があると判断されるもの
4. 第 2 の 1 の 2) 等の明らかに談合の事実があったと認められる場合とは、事情聴取の結果、入札参加者が談合の事実を認めた場合とする。

5. 第2の1の2)等において提出させた誓約書は、入札執行課において保管する。
6. 誓約書の提出がない場合の取扱いは、次のとおりとする。
事情聴取を行った場合で、誓約書を提出しない者があった場合は、再度事情聴取を行い、その結果談合の事実が明らかになった場合は、第2の1の2)の③又は第2の2の1)の②のウの手続きをとり、そうでない場合は誓約書を提出しない者に対し、誓約書を提出しない旨を公正取引委員会へ通知することを通告する。
7. 工事費内訳書の確認結果に基づく談合の事実の確認は、老岐市建設工事指名審査委員会において行う。

(参考資料)

独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する、入札に参加しようとし又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を妨げるために行う行為（入札談合）として公正取引委員会がガイドライン的に示しているもの（入札ガイドライン）

1. 原則として違反となるもの
 - 1) 受注者の選定に関する行為（受注予定者等の決定）
 - ① 受注意欲の情報交換等
 - ② 指名回数、受注実績等に関する情報の整理、提供
 - ③ 入札価格の調整等
 - ④ 他の入札参加者等への利益供与
 - ⑤ 受注予定者の決定への参加の要請、強要等
 - 2) 入札価格に関する行為（最低入札価格等の決定）
 - ① 入札価格の情報交換等
 - 3) 受注数量等に関する行為（受注数量、割合等の決定）
2. 違反となるおそれがあるもの
 - 1) 指名や入札参加予定に関する報告
 - 2) 共同企業体の組み合わせに関する情報交換
 - 3) 特別会費、賦課金等の徴収